

第3回介護予防サポートリーダー勉強会質問表
(社会福祉協議会)

	質問内容
1	社会福祉協議会の現在の取り組み
2	社会福祉協議会として、鞍手町の高齢者の困っていることに対して、実際に支援していることや実行していること
3	高齢化（65歳以上の人口40%近く占めている）を迎えている鞍手町では、身近な商店・スーパーの閉店、大型店の出店、都会へ出る若者による人口減少、車の免許証の返納などによる買い物・病院通い・公共施設への移動などの困難が考えられる。このような鞍手町の実情を社会福祉協議会が把握していることを知り、情報共有を図りたい
4	社会福祉協議会として、買い物支援で車両の貸出や人員配置が可能なのか具体的に知りたい
5	鞍手町の社会福祉協議会として今後の取り組みはどう考えているか
6	鞍手町の高齢化に伴い、これから新しく支援・実行していこうとすることは

社会福祉協議会について

社会福祉協議会の役割は地域福祉の推進であり、住民主体の活動を支援するという理念のもと、地域支援を実施しています。他にも、生活困窮者や権利擁護を必要とする方々への個別支援も実施し、広くソーシャルワークを実施する機関として位置づけられます。従いまして、具体的なサービスの実施主体としての機能はあくまでもオプションなものであり、主たるものではありません。

さて、ご質問頂いた項目について、以下のように回答いたします。

A 1 社会福祉協議会の取り組みは多岐にわたりますので、以下の事業報告をご参照ください。なお、事業報告ですので、事業の分類上、日々の総務関連の業務や日々の相談（ソーシャルワーク業務）は記載されておられませんので、ご了承ください。

令和4年度 事業報告			
	事業	事業名	内容
法人 運営 部門	法人運営	理事会・評議員会等の実施	【理事会】 令和4年6月20日、12月7日、令和5年3月7日 【評議員会】 令和4年6月29日、12月21日、令和5年3月27日 【評議員選任解任委員会】 令和4年6月21日、令和5年3月10日
		定例会計監査及び諸会計	山口税理士事務所による定期的な会計監査を実施しました。
		福岡県社会福祉大会	新型コロナウイルス感染予防のため、参加していません。

		<p>ホームページの運営</p>	<p>社協活動のPRをはじめ、いち早く、より広く情報提供するとともに、住民からの意見・要望を受け付けるツールの1つとして、ニーズのさらなる発掘につなげるため、ホームページを運営しています。令和4年度はホームページをリニューアルし、閲覧しやすい画面配置やセキュリティの強化、チャットボット機能の充実など、より町民の皆さんに使いやすい機能の整備を行いました。</p> <p>ホームページがきっかけとなり、その後の問い合わせにもつながっています(メール、電話等)。</p>
		<p>社協だよりの発行事業</p>	<p>当会事業や各団体の事業案内、啓発等の福祉情報の発信として、10月号、2月号、4月号の年3回発行しました。</p>
		<p>福岡県市町村社会福祉協議会専門委員会</p>	<p>福岡県社協が実施する、県内社会福祉協議会の方向性等を協議する会議に、当協議会職員が選出され、会議に参加しています。</p> <p>今年度は県内市町村社会福祉協議会事務局長研修会において当協議会職員が専門員委員より選出され、講師を務めました。</p> <p>研修会名：令和4年度市町村社会福祉協議会事務局長会議 日時：令和5年2月9日</p>

地域福祉推進部門	福祉教育	福祉教育推進事業	<p>町内小学校における人権学習の中でも、特に福祉に関する学習を行う小学校4学年を中心に、より充実した福祉教育の時間となるよう、社協・教育委員会・学校現場教員が協力体制を構築することを目的に実施しています。</p> <p>中学校においては、家庭科の授業で高齢者福祉に触れる単元が増えたことにより、高齢者の福祉だけにとどまらず、子どもたち自身が暮らす鞍手町の福祉へと目を向けられるような学習の場づくりを学校と連携しながら取り組んでいます。</p> <p>各学校からの依頼により、当会職員が学校へ出向いたり、学校とゲストティーチャー間のコーディネートも行っています。</p> <p>【当年度職員の活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4学年担当教員との研修（6月、8月開催／年2回） ・4学年同学年会出席（年3回） ・講師としての授業参加（町内小学校5校、中学校1校） ・学校とゲストティーチャーとのコーディネート（町内5小学校、1中学校） ・福祉教育教材「ともに生きる」配布（町内5小学校4年生児童に対して）
		全国福祉教育推進員	<p>全国福祉教育推進員養成研修を修了した職員1名が、県下での福祉教育推進のため、福岡県社協と連携しながら活動しています。</p> <p>福祉教育推進員連絡会議：令和4年5月31日（火）、令和4年7月22日（金）、令和5年2月21日（火）</p>

	福祉協力校支援	<p>「福祉協力校」として、希望する町内の学校へ助成金を配布しています。「福祉教育推進事業」と連動しながら、子どもたちが福祉への理解を深めることを目的に実施しているものです。</p> <p>令和3年度は、町内7校（小学校6校、中学校1校）へ助成を行いました。</p>
ボランティアセンター	子どもボランティア事業	<p>町内在住の小学生を対象に、子どもが福祉や地域社会に関心をもつきっかけづくりとして、学習の機会を設けています。</p> <p>令和4年度は、民生委員の方と連携し、西川小学校区で子ども民生委員活動を再開しました。</p> <p>【西川小学校区子ども民生委員活動】 令和5年3月29日（水）9時～13時 対象：西川小学校4年生～6年生</p>
	ボランティア支援	<p>住民や各福祉団体の依頼によって、町内や高校・専門学校等へのボランティア募集や関係機関との連絡調整を行っています。</p> <p>ボランティアに関する各種保険の加入手続きとその支援も行いました。</p> <p>なお、職員には積極的に研修を受けさせ、ボランティアコーディネーター※（社協業務と兼務）として2名配置しています。</p> <p>※ボランティアコーディネーション力検定3級以上取得者2名（うち1名は2級取得）。</p>
	災害ボランティアセンター	<p>平成26年度中に鞍手町と災害時協定を締結したことを受け、鞍手町災害ボランティアセンター運営マニュアルの精査等を進めています。</p>

	福祉用具・レクリエーション用具の貸出	住民への車いすの貸出、福祉教育の一環として各学校へ点字盤・アイマスク・白杖等の福祉機器の貸出を行いました。また、サロン活動等へのレクリエーション用具の貸出も行いました。
	ボランティア団体支援・助成	町内に活動拠点を置くボランティア団体に対して、年間活動費の一部を助成しました。また、活動費支援だけでなく、活動に関する相談・支援も行っています。
小地域福祉活動	各サロン活動支援事業	<p>● 高齢者サロン 1町内 17 行政区において、住民が運営する、地域高齢者の生きがい作りや閉じこもりの防止、地域のつながりの再構築等を目的としたサロン活動が行われています。なお、令和4年度は、コロナ禍からの活動の再開に向けて、各地区の代表者から相談があった際の相談対応を行いました。</p> <p>● 子育てサロン 1平成21年度より、「住民福祉講座」をきっかけに鞍手町における子育てサロンが発足しました。令和4年度はコロナの感染防止のため、活動休止されていましたが、コロナ収束後の活動再開に向けた、相談対応を行いました。</p>
広域的活動支援	地域住民のための屋外掲示板等設置事業	<p>赤い羽根共同募金の配分金により、希望地域へ屋外掲示板等を設置しています。募集は随時行っています。</p> <p>令和4年度は、立林区へ屋外掲示板を1基設置しました。</p>
	各団体への助成金事業	<p>各団体からの申請により、内容を精査した上で、年間活動費の一部を助成しました。</p> <p>【助成団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブ連合会 ・各障がい児者団体

		鞍手町社会福祉法人 連携会議	コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止
		筑豊ブロック直轄エ リア社協連絡協議会	令和4年度は宮若市社会福祉協議会が事務局を担いましたが、諸社協の業務の状況から会議等の開催が困難となり、実施に至りませんでした。令和5年度より2年間、鞍手町が事務局の当番となります。
	地域福祉総合 計画関連事業	第2期地域福祉活動 計画の策定	新型コロナウイルスの影響で、長きにわたり、会議開催と素案作成に至ることができずにいましたが、令和4年度に印刷製本まで完了しました。令和5年1月の町内全戸回覧にて、計画書を回覧配布しました。計画書は、社協窓口横のラックに配架し、社協ホームページからも閲覧・ダウンロードができるようにしました。
個別支援・サービス提供部門	サービス提供	移送サービス事業	高齢者の方や障がいのある方等で、公共交通機関、公的なサービス、その他民間サービスでの外出が困難な方への外出支援を実施しています。コロナ禍のため、利用目的を通院のみに限定しています。 新規利用を検討する問合せが増加傾向にあります。
	生活困窮者支援事業	生活福祉資金貸付の 相談・受付業務	低所得者、障がい者または高齢者に対し、自立と安定した生活を送れるようにすることを目的とした貸付制度です。運営主体は、福岡県社会福祉協議会で、当会は、貸付相談受付、県社協への申請手続き及び償還中の方への償還通知等各書類の送付を行います。 ※令和2年3月より、令和4年9月まで新型コロナウイルスの影響を受け、休業・失業等により減収し生活困窮に陥った方々に対して、特例貸付が実施されました。令和5年1月から償還開始になる方がおり、償還等の相談対応を生活困窮者自立支援事業所等と連携し行っています。

		生活福祉資金一時生活資金貸付事業	生活保護法に基づく保護の申請を行い、扶助費が給付されるまでの生活に支障の恐れがある方に対して、一時的な貸付を行います。当会独自貸付事業として、緊急性の高いケースに対応しています。
		ふくおかライフレスキュー事業	平成 27 年度末に「社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、社会福祉法人は「地域における公益的な取組」を実施することが責務として規定されました。福岡県において、県内の社会福祉法人が団結し、既存制度では解決できない生活困窮等の課題に対して、各法人に配置されたサポーターがそれぞれの専門性や資源を活かして相談・支援を行うことを目的とした事業です。
	権利擁護事業	日常生活自立支援事業	認知症等により判断能力が不十分な方（日常生活に困っている方）に対して、福祉サービスの利用や日常の金銭管理、書類等（預貯金・印鑑・権利証等）の保管を実施しています。令和元年 10 月より、本事業の契約や利用者の支援計画の作成、生活支援員のスーパーバイズ等を行う専門員を当会職員が担っています。
		個別支援	<p>鞍手町が調整機関を担う要保護児童対策地域協議会の実務者会議委員として、職員が会議に出席しました。また、社協の実務者は、福祉専門職等の集まりであるコア会議のメンバーとしても招集されています。なお、会長は代表者会議の委員として、代表者会議に招集されています。</p> <p>障害者基幹相談支援センターかのんが事務局を担う 2 市 2 町の会議である障がい者自立支援協議会へ参加しました。</p>
行政事業	心配ごと相談事業	法律相談（総務課）	法律相談：毎月 10 日に西村弁護士による無料法律相談を行っています。

	行政相談（政策推進課） 人権相談（福祉人権課 児童人権係）	心配ごと相談：毎月 25 日に行政相談委員・人権擁護委員による無料の心配ごと相談を行っています。
	老人クラブ連 合会事務局	鞍手町老人クラブ連合会事務局の運営を しました。
	各行政会議へ の参加	自立支援協議会、要対協の他、行政が実施 する会議、委員会等に参加しました。
	共同募金鞍手町支 会	共同募金鞍手町支会の事務を行っています。

A2：当協議会は「高齢者」と限定した支援や取り組みは実施しておりません。あえて、支援対象者の中で高齢の方が多いと感じられるものを挙げると、①地区のサロン等活動支援、②日常生活自立支援事業、③移送サービスが考えられますが、これらも「高齢者の方を対象に」と限定しているわけではございません。

A3：高齢者の買い物や通院の課題については、社協だけでなく行政も十分に把握しておられることと思います。そのため、鞍手町が主催する地域公共交通会議（社協も参加）において、様々な対策が議論されていると認識しています。

A4：当協議会での対応は人員、車両とも現在対応できる状況ではございません。また、買い物支援については当協議会のいちサービスだけでニーズが補完可能なものであるとは考えておりません。行政・住民・各事業所（専門職）等の協働によって体制を構築すべきと考えます。まずは協議体にてご協議されてはいかがでしょうか。

A5、A6 について

第2期地域福祉活動計画（全戸回覧済）に基づき、活動・支援を実施しております。今後の予定・方針も同様です。